（案）

前橋工科大学附属図書館システム導入並びにサービス利用及びハードウェア賃貸借業務　約款

（総則）

第１条　本契約は、次の各業務から構成され、各業務約款、仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、履行するものとする。なお、本約款は各業務に共通する事項をまとめたものである。

(1) 図書館システム導入に係る業務

(2) 図書館システムサービス利用に係る業務

(3) ハードウェア賃貸借に係る業務

（一括再委託の禁止）

第２条　受注者は、業務の処理を一括して他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者（ 以下「再受注者」という。）に委任し、又は請け負わせることができる。

２　受注者は、業務の受託業務遂行体制に関して、発注者が定める手続きに従い報告し、発注者の承諾を得なければならない。

３　受注者は、第１項ただし書きの規定により、業務の一部を再受注者に委任し、又は請け負わせようとするときは、自己の責任において、再受注者に対して本契約に基づく受注者の義務と同等の義務を負わせ、再受注者の当該事務に関する行為について、発注者に対し、すべての責任を負うものとする。

（履行完了）

第３条　第１条に掲げる各業務において、次をもって履行完了とする。

(1) 図書館システム導入に係る業務

別紙ハードウェア賃貸借業務対象機器一覧に掲げるすべてのハードウェア端末上で受注者の指定する図書館システムが別紙仕様書のとおり動作するようになったとき

(2) 図書館システムサービス利用に係る業務

前号に掲げる業務が完了した後、所定のハードウェア端末上で受注者の指定する図書館システムが、民法１４３条第２項に規定する１月の期間において、別途締結するサービス品質合意書（ＳＬＡ）に定める可能性を確保したと認められるとき

(3) ハードウェア賃貸借に係る業務

受注者が、発注者に対して、別紙ハードウェア賃貸借業務対象機器一覧に掲げるハードウェア端末を契約書３(3)に記載の契約履行期間開始までに発注者が指定する場所へ引き渡したとき

２　受注者は、各業務を完了したときは、その都度、遅滞なく発注者に対して業務（一部）完了報告書を提出しなければならない。

（案）

（検査及び引渡し）

第４条　発注者は、前条第２項の業務（一部）完了報告書の提出のあった日から、１０日以内に当該目的物について検査を行わなければならない。

２　前項の検査の結果不合格となり、業務の内容について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（契約金の支払い）

第５条　受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、別紙支払計画表のとおり所定の手続に従って契約金額の支払請求をするものとする。

２　発注者は、前項の請求があったときは、請求書を受領した日から３０日以内に契約金を支払うものとする。

（契約不適合責任）

第６条　発注者は、目的物が種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

２　発注者は、前項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、契約不適合が受注者の責任に帰することができない事由によるものであるときは、損害賠償の請求をすることができない。

３　第１項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求（以下「代金減額請求」という。）することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）が発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことができない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

５　第１項から前項までに規定する追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下「請求等」という。）は、目的物の引渡しを受けた日から１年

が経過する日までに行わなければならない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は民法（明治２９年法律第８９号）の定めるところによる。

６　前項本文の規定にかかわらず、発注者が、同項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知をした日から１年が経過する日までに同項の請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に当該請求等を行ったものとみなす。

（発注者の解除権）

第７条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がされないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 業務が進行せず、委託期間内に業務が完了しないとき、又は委託期間内に業務完了の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なくして、着手すべき期日を過ぎても、業務に着手しないとき。

(3) 受注者又は現場代理人その他の使用人が発注者の検査又は監督に際し職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか受注者がこの契約事項に違反したとき。

２　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら催告を要せずに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) この契約が履行される見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が、この契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(4) この契約の履行について受注者に不正の行為があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、受注者がこの契約を履行せず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の代表者をいう。)が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又

は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク　受注者が、この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員からの不当な要求又は介入(以下「不当介入」という。)を受けたとき又は下請契約等の相手方が不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者及び警察に通報しなかったとき。

（契約が解除された場合の違約金）

第８条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第７条第２項の規定により契約が解除された場合（ただし、受注者の責任に帰することができない事由によるものを除く。）

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責任に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合（第１７条第２項第６号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われて

いるときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

４　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第９条　受注者及び使用人は、業務の処理に際して知り得た秘密を第三者に知らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約期間満了後又は契約を解除した後においても同様とする。

（疑義の解決等）

第１０条　この契約について、発注者と受注者との間に疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱細則に定めるところによるほか、その都度発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

（合意管轄）

第１１条　発注者および受注者は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、この本店もしくは支店の住所地を管轄する地方裁判所、または訴額にかかわらず簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（案）

別紙　支払計画表

支払回	適　用	支払（部分払）額	請求月
1	令和９年４月分	円	令和９年５月
2	令和９年５月分	円	令和９年６月
3	令和９年６月分	円	令和９年７月
4	令和９年７月分	円	令和９年８月
5	令和９年８月分	円	令和９年９月
6	令和９年９月分	円	令和９年１０月
7	令和９年１０月分	円	令和９年１１月
8	令和９年１１月分	円	令和９年１２月
9	令和９年１２月分	円	令和１０年１月
10	令和１０年１月分	円	令和１０年２月
11	令和１０年２月分	円	令和１０年３月
12	令和１０年３月分	円	令和１０年４月
13	令和１０年４月分	円	令和１０年５月
14	令和１０年５月分	円	令和１０年６月
15	令和１０年６月分	円	令和１０年７月
16	令和１０年７月分	円	令和１０年８月
17	令和１０年８月分	円	令和１０年９月
18	令和１０年９月分	円	令和１０年１０月
19	令和１０年１０月分	円	令和１０年１１月
20	令和１０年１１月分	円	令和１０年１２月
21	令和１０年１２月分	円	令和１１年１月
22	令和１１年１月分	円	令和１１年２月
23	令和１１年２月分	円	令和１１年３月
24	令和１１年３月分	円	令和１１年４月
25	令和１１年４月分	円	令和１１年５月
26	令和１１年５月分	円	令和１１年６月
27	令和１１年６月分	円	令和１１年７月
28	令和１１年７月分	円	令和１１年８月
29	令和１１年８月分	円	令和１１年９月
30	令和１１年９月分	円	令和１１年１０月
31	令和１１年１０月分	円	令和１１年１１月
32	令和１１年１１月分	円	令和１１年１２月
33	令和１１年１２月分	円	令和１２年１月
34	令和１２年１月分	円	令和１２年２月
35	令和１２年２月分	円	令和１２年３月

（案）

36	令和１２年３月分	円	令和１２年４月
37	令和１２年４月分	円	令和１２年５月
38	令和１２年５月分	円	令和１２年６月
39	令和１２年６月分	円	令和１２年７月
40	令和１２年７月分	円	令和１２年８月
41	令和１２年８月分	円	令和１２年９月
42	令和１２年９月分	円	令和１２年１０月
43	令和１２年１０月分	円	令和１２年１１月
44	令和１２年１１月分	円	令和１２年１２月
45	令和１２年１２月分	円	令和１３年１月
46	令和１３年１月分	円	令和１３年２月
47	令和１３年２月分	円	令和１３年３月
48	令和１３年３月分	円	令和１３年４月
49	令和１３年４月分	円	令和１３年５月
50	令和１３年５月分	円	令和１３年６月
51	令和１３年６月分	円	令和１３年７月
52	令和１３年７月分	円	令和１３年８月
53	令和１３年８月分	円	令和１３年９月
54	令和１３年９月分	円	令和１３年１０月
55	令和１３年１０月分	円	令和１３年１１月
56	令和１３年１１月分	円	令和１３年１２月
57	令和１３年１２月分	円	令和１３年１月
58	令和１３年１月分	円	令和１３年２月
59	令和１３年２月分	円	令和１３年３月
60	令和１３年３月分	円	令和１３年４月
合　計		円	

※支払額に消費税を含む。

（案）

（1）図書館システム導入に係る業務　約款

（総則）

第１条　受注者は、別紙仕様書及び図面に基づき、日本国の法令を遵守し、契約金額をもって、委託期間内に業務を完了しなければならない。

２　前項の仕様書及び図面に明記されていないものがあるときは、発注者と受注者が協議して定める。

（工程表等の提出）

第２条　受注者は、仕様書及び図面に基づき工程表を作成し、契約締結の日から７日以内に発注者に提出するものとする。

２　受注者は、発注者に提出した工程表が不適当であると認められ、更正を求められたときは、これに応じなければならない。

（技術者の届出）

第３条　受注者は、関係法令に規定する技術者を定め主任技術者届を発注者に提出しなければならない。

（業務の調査等）

第４条　発注者は、必要と認めるときは、業務の処理状況について調査し、又は受注者に対し報告を求めることができる。

（仕様書等不適合の場合の修正義務）

第５条　受注者は、処理した又は処理中の業務が仕様書又は図面に適合しない場合において、発注者がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し、又は履行期間を延長することはできない。

（業務内容の変更）

第６条　発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、業務を一時中止し、又は委託期間の伸縮をすることができる。

２　前項による業務の変更等により、契約金額を変更する必要が生じた場合は、変更前の契約金額を設計金額で除し、これに変更後の設計金額を乗じて算出し、又は第２条の規定による見積明細書の単価によって算出する。

３　第１項の場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

（経済事情の激変等による契約金額の変更）

第７条　委託期間内に経済事情の激変又は予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不適当であると認められるときは、実情を調整し、発注者と受注者が協議の上、契約金額を変更することができる。

（管理業務）

第８条　受注者は、業務着手から完了に至るまで、その業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

（案）

２　受注者は、業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、発注者から必要な指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が発注者の責任に帰する理由による場合においては、この限りでない。

（履行遅滞の場合における遅滞違約金）

第９条　受注者の責任に帰する理由により委託期間内に業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者に業務の処理を継続させ、完了後受注者から遅滞違約金を徴収するものとする。

２　前項の遅滞違約金は、未済部分の契約金額相当額に対し、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額とする。

（権利義務の譲渡等）

第１０条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（受注者の解除権）

第１１条　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となった場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がされないときは、この契約を解除することができる。

２　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 7 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため、契約金額が３分の２以上減少したとき。

(2) 第 7 条第 1 項の規定による業務の中止期間が履行期間の３分の２以上に達したとき。

（消費税額等の変動）

第１２条　この契約の締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正による消費税及び地方消費税の額（以下この条において「消費税額等」という。）の変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく、契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

（案）

（2）図書館システムサービス利用に係る業務　約款

（総則）

第１条　受注者は、契約書記載の図書館システムサービス（以下「本サービス」という。）を本契約に定める条件に従って発注者に提供するものとし、発注者はその対価として、契約金額を受注者に支払うものとする。

（善管義務）

第２条　受注者は本サービスの提供にあたり、本契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって業務を処理するものとし、かつ、発注者の図書館事務の遂行に齟齬を生ぜしめないよう努めなければならない。

２　受注者は、本契約において免責とされているものを除き、本サービスの提供に関する一切の責任を負う。

（実施場所）

第３条　発注者は、受注者が本サービスの提供に関し、業務の一部を発注者の事務所等で実施する場合、受注者に対し当該業務実施場所を無償で提供するものとする。

２　受注者は、前項により提供を受けた業務実施場所の使用条件等にあたっては、使用する者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにするとともに、発注者の定める規則等及び指示に従わなければならない。

３　受注者は、受注者の管理する場所で業務の全部若しくは一部の業務を行う場合は、発注者の定めに従い書面により当該業務内容及び業務場所を発注者に届け出なければならない。

（業務従事者の届出）

第４条　受注者は、本サービスの提供にあたり、前条に規定する発注者の管理する場所で業務を実施する場合は、受注者の従業員の中から責任者を選任し、作業員とともに、発注者の定めに従い書面を持って発注者に届け出なければならない。ただし、データセンターの管理に従事する者を除く。

（処理状況の調査等）

第５条　発注者は、必要と認めるときは、受注者の本サービス提供に関する業務の処理状況について調査し、又は受注者に対し報告を求めることができる。

（本サービスの内容）

第６条　本サービスの種類及びその内容は、仕様書に定めるとおりとする。

２　発注者は、以下の事項を承諾の上、本サービスを利用するものとする。

（1）本サービスには、受注者に起因しない不具合が生じる場合があること

（2）受注者に起因しない本サービスの不具合については、受注者は一切その責を免れること

（3）本サービスは通信回線を経由して発注者へ提供されるサービスであり、発注

者の整備する環境の性能等、受注者に起因しない原因により本サービスの品質が変化しうるものであること

3　発注者は、本契約にもとづいて、本サービスを使用する権利を許諾されるものであり、本サービスに関する一切の知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとする。

（サービスの一時的な提供停止）

第７条　受注者は、本仕様書に定める内容にかかわらず、次の各号の場合には本サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとする。

(1) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変（以下「天災地変」という）その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロなど）によりサービスの提供が不能となったとき

(2) 本サービスの提供に使用する通信回線の役務を提供する電気通信事業者（受注者を除く）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき

(3) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき

2　前項の場合、受注者は、その事由の発生後直ちに本サービスが停止される時期及びその期間（受注者に起因しない原因の場合には把握可能な見込み）を発注者に対して通知するものとする。

3　受注者は、発注者につき次の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止できるものとする。

(1) 発注者が本契約に従う契約金の支払いを遅滞したとき

(2) 発注者が本契約の各条項に違反したとき

(3) 前二号のほか、発注者の責に帰すべき事由により受注者の業務に著しい支障を来たし、又はそのおそれがあるとき

4　前項の場合、受注者は、発注者に対して、事前にサービスの提供を停止する日、その期間及び停止する理由を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由による場合は事後の通知をもって足りるものとする。

（サービス品質保証）

第８条　本契約により提供されるサービスの品質については、受注者の責により保証される範囲で、サービス利用時間、障害報告時間等について、発注者受注者協議の上、数値表現によるサービス品質保証事項を定め、本契約締結年月日までにサービスレベル合意書（サービスレベルアグリーメント、以下「ＳＬＡ」という。）を締結する。

（発注者の義務）

第９条　発注者は、自己の費用と責任において、発注者の端末等の設備及び発注者のインターネット接続回線等、本サービス利用のために発注者が整備する環境を維持するものとし、本サービス利用のために発注者が整備する環境に不具合がある場合、受注者は発注者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとする。

2　本サービスを利用して発注者が伝送する情報（コンテンツ）については、発注

者の責任で提供されるものであり、受注者はその内容などについていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。

3　発注者は、本サービスの利用にあたり、第三者の知的財産権の侵害、プライバシーの侵害、有害なコンピュータープログラム等、違法又は有害な情報を伝送してはならず、受注者は、発注者がこれに違反した場合、当該行為を中止するよう発注者へ要求できるものとし、発注者がこれに応じない場合には、本サービスの利用を停止又は当該コンテンツを削除することができるものとする。ただし、違法性又は有害性が高いものと受注者が信じるに足りる相当の理由がある場合においては、受注者は事前の要求を行うことなく一時的に利用停止又は当該コンテンツを削除する措置を講じることができるものとする。なお、受注者の措置により発注者に損害が発生しても受注者は何らの責任も負担しないものとする。

4　発注者は、本サービスを利用するためのアカウント情報を第三者に対して開示、貸与、共有せず、アカウント情報を第三者に漏えいすることのないよう厳重に管理し、適切に使用するものとする。アカウント情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用などにより発注者又は発注者以外の者が損害を被った場合、受注者は一切の責任を負わないものとする。

（受注者の義務）

第１０条　受注者は、本サービスの提供に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、受注者は、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

2　受注者は、本サービスを提供する設備等に障害があることを知ったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

3　受注者は、本サービス用設備等に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧する。

4　受注者は、本サービスの提供にあたり受注者が整備する通信回線について障害があることを知ったときは、ただちに当該通信回線を提供する事業者に修理又は復旧を指示する。

5　前各項のほか、本サービスに不具合が発生したときは、発注者及び受注者はそれぞれ速やかに相手方に通知し、両者協議の上、各自の行う対応措置を決定し、それを実施するものとする。

（受注者の解除権）

第１１条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 本サービスを提供できない状況が長期化したとき。

(2) 発注者が本契約に違反し、受注者から発注者に対する当該違反の是正の催告の後、相当の期間が経過してもなお当該違反が是正されないとき。

(3) 発注者が本契約に従って契約金を支払わず、受注者から発注者に対する支払

いの催告の後相当の期間が経過してもなお利用料が支払われないとき。

(4) 発注者が本サービス用設備などに支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為を行ったとき。

（契約終了に伴う措置）

第１２条　発注者及び受注者は、本契約が終了したときは、本契約にあたって相手方から貸与を受け又は秘密として提供されたソフトウェア、機器及びそれに関わる資料を契約終了後速やかに相手方の指示に従い返還又は消去するものとする。

２　発注者が本サービスを利用することにより、受注者が本サービスを提供するために整備した装置に記録されたデータについては、契約終了後、受注者は発注者に提供するよう協力するものとし、この提供方法及びこれに係る費用の負担については、発注者受注者間で別途協議の上、決定するものとする。

３　受注者は、本契約が終了したときは、前項に規定するデータを、発注者の承諾を得て、受注者の責任で消去するものとする。ただし、契約終了後、相当の期間が経過しても発注者が承諾しないときは、受注者は発注者の承諾を得ることなく消去するものとする。なお、発注者受注者間で別途協議の上、別の取り扱いを合意したときはこの限りではない。

（情報の提供等）

第１３条　発注者は、本サービスの提供に必要と認める場合、発注者が保有する資料、情報（個人情報を含む）、機器等（以下「資料等」という。）を無償で受注者に提供し、または貸与するものとする。

２　受注者は、前条に規定する資料等の提供または貸与を受ける場合は、発注者の定める手続に従わなければならない。

（個人情報保護及び情報セキュリティ対策）

第１４条　受注者は本サービスの提供にあたり、別記「個人情報取扱及び情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

２　発注者は、受注者が前項の規定に違反した場合又は受注者が情報セキュリティに関する事故等を発生させた場合、受注者に通知した上で、その事実を公表できるものとする。

３　受注者が、第１項の規定に違反したことにより、第三者又は発注者に損害を与えた場合には、受注者はその損害を賠償しなければならない。なお、損害賠償の額は契約金額を上限とする。

（特許権等の使用）

第１５条　受注者は、本サービスの提供にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。

（消費税額の変動）

第１６条　この契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正によって、消費税額の変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく、契

（案）

約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

（案）

別記　個人情報取扱及び情報セキュリティ特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者は、情報資産（個人情報を含む）の保護の重要性を認識し、本契約における業務（以下「業務」という。）を履行するに当たり、前橋市個人情報保護条例その他の法令等並びに本個人情報取扱及び情報セキュリティ特記事項を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（定義）

第２条　本特記事項において掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 情報セキュリティ　情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(2) 機密性　情報にアクセスすることを認可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。

(3) 完全性　情報及び処理の方法の正確さ及び安全である状態を完全防護することをいう。

(4) 可用性　許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。

(5) 情報資産　次に掲げるものをいう。

① ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備及び記録媒体

② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。また、個人情報を含む。）

③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(6) 重要な情報資産　公開することを予定していない情報資産をいう。

（責任体制の整備）

第３条　受注者は、情報セキュリティの適正な管理について、規程類を整備するとともに、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（業務従事者の特定）

第４条　受注者は、業務に係る情報資産を取り扱う者を特定するとともに、業務従事者に必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（教育の実施）

第５条　受注者は、情報資産の保護、業務従事者が遵守すべき事項その他、業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施し、周知しなければならない。

（秘密の保持）

第６条　受注者及び業務に従事する者は、業務に関して知り得た情報を発注者の承諾を得ずに他に知らせ、又は不当に使用してはならない。本契約が終了し、又は

解除された後及び業務に従事する者がその職を退いた後においても、同様とする。

（収集の制限）

第７条　受注者は、業務を行うために情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第８条　受注者は、業務に係る情報資産を保持している間は、情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の情報資産の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとし、業務に係る重要な情報資産を次の各号の定めるところにより、管理しなければならない。

(1) 耐火、耐熱、耐水及び耐湿策を講じた施錠可能な場所に保管すること。

(2) 発注者の承諾を得ずに、業務場所以外へ持ち出さないこと。

(3) 前号の承認を得て、持ち出し、又は送信する場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、複製又は複写しないこと。

(5) 移送時の体制を明確にすること。

(6) 情報資産を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(7) 情報資産を管理するための台帳を整備し、利用者、保管場所その他の当該情報資産の取り扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(8) 情報資産へのアクセス許可とアクセス時の情報セキュリティ要求事項、並びにアクセス方法の監視及び管理を行うこと。

(9) 情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(10) 業務場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、当該情報資産を扱う作業を行わせないこと。

(11) 作業を行うパソコンに、当該情報資産の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（情報資産の目的外利用及び提供の禁止）

第９条　受注者は、業務に係る情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。）について、業務以外の目的で利用してはならない。また、業務に係る重要な情報資産を発注者の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

（情報資産の返還又は廃棄）

第１０条　受注者は、業務のため、データセンターに保有する、発注者から提供を受け、又はこれを使用して受注者自らが収集し、若しくは作成した重要な情報資産は、業務の終了後直ちに、発注者の指定した方法により、返還し、又は引き渡

し、若しくは廃棄を実施しなければならない。

（事故発生時における報告）

第１１条　受注者は、業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の情報セキュリティ事故又は事件が生じ、若しくは生ずるおそれがあることを知ったときは、その発生に係る帰責に関わらず、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（調査、指示等）

第１２条　発注者は、業務に係る情報資産の取扱いについて、必要な情報セキュリティ対策が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対し、情報資産を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

２　発注者は、前項の目的を達するため、当該情報資産を保護するために必要な限度において、受注者及び再委託先の事務所に立ち入り、監査又は検査を行うことができる。

（案）

(3) ハードウェア賃貸借に係る業務約款　約款

（総則）

第１条　受注者は、別紙ハードウェア賃貸借業務対象機器一覧に記載の機器(以下機器という。）を発注者に賃貸し、発注者は、これを賃借する。

（遅延損害金）

第２条 発注者が賃貸借料、第１３条に規定する規定損害金その他この契約に基づく金銭の支払を怠ったときは、受注者は、支払期日の翌日から起算して遅延日数１日につき「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第８条に基づく年率で計算した遅延損害金を、受注者の請求に従い受注者に支払う。

（機器の維持管理等）

第３条　発注者は、前条による機器の引渡完了からその返還まで、法令等を順守し善良な管理者の注意をもって、機器が常に十分な機能を果たし得る状態に維持管理し、かつ、所定の場所において使用および保管する。

２　機器が損傷したときは、発注者は、これを修繕する。

３　発注者は、前二項のために必要となる一切の費用を負担し、受注者に対し当該費用の償還等を請求することができない。

（機器の取替、改造等）

第４条　発注者は、機器の取替、改造または他の機械器具を取り付ける必要が生じたときは、受注者の承諾を得るものとする。

（機器の移転）

第５条　発注者は、機器を所定の場所から移転するときは、受注者の事前の書面による承諾を得るものとし、機器移転に要する一切の費用を負担する。

（機器の所有権侵害の禁止）

第６条　発注者は、機器を第三者に譲渡し、または担保に差し入れたりするなど受注者の所有権を侵害する行為をしてはならない。

（所有権の表示）

第７条　受注者は、受注者が機器の所有権を有する旨の標識を機器に貼付することができる。

（機器の点検）

第８条　受注者は、賃貸借期間中、発注者が危機を補完する場所に立ち入り、機器を点検することができる。発注者は、受注者の点検に協力するものとする。

　この場合、受注者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

（通知義務）

第９条　発注者は、機器につき、滅失(修繕不能および盗難を含む。以下同じ。)及び損傷等の事故が発生したとき、ならびに受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れがあるときは、直ちにその旨を受注者に通知する。

（機器の滅失、損傷）

（案）

第１０条　機器の引渡完了からその返還までに、機器が損傷したとき、または機器を使用することができない期間(機器の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むが これらに限らない。）が生じたときでも、発注者は、その原因のいかんを問わず、賃貸借料の支払を拒むことができず、受注者に対し、機器の修繕、代替物の引渡し、賃貸借料の減額お よび休業補償その他損害賠償の請求をすることができない。また、この場合において、 発注者がこの契約に基づく発注者の目的を達成することができないときであっても、発注者は、この契約を解除することができない。

２　機器の引渡完了からその返還までに、機器が滅失したときは、発注者は、第１３条に規定する規定損害金を受注者の請求に従い受注者に支払う。なお、機器が残存しているときは、発注者は、受注者の指示に従い発注者の責任と負担で機器を受注者に返還する。

３　前項の規定損害金の支払完了と同時に、この契約は終了する。

（契約の解除）

第１１条　発注者がこの契約に定める債務を履行しないとき、またはこの契約の条項に違反したときは、受注者は、この契約を解除することができます。この場合、発注者は、直ちに第１３条に規定する規定損害金を受注者の請求に従い、受注者に支払う。

（機器の返還）

第１２条　この契約が終了したときは、発注者は、直ちに発注者の責任で機器の引渡完了後に生じた損傷（通常の使用により生じた損耗および経年劣化を除き、発注者の責任によらない事由による損傷を含む。）を原状に回復した上で、受注者の

請求に従い機器を受注者に返還する。

２　機器にデータ(電磁的記録)が記録されているときは、発注者は、発注者の責任と負担で当該データを消去したうえで機器を受注者に返還する。

（規定損害金）

第１３条　規定損害金の額は、次のとおりとし、賃貸借期間の始期には基本額、その後は賃貸借料 が支払われる毎に控除額を基本額から控除した金額とする。

基本額 ： 金●●●●●●円 控除額 ： 金 ●●●●●円

（消費税額の変動）

第１４条　この契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正によって、消費税額の変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく、契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

（案）

別紙　ハードウェア賃貸借業務対象機器一覧

	分類	型番等	数量	備考
1				
2				
3				